

## 【労務】厚労省が是正勧告違法残業 1 万事業場超え

厚生労働省は、先月 26 日、平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までに、長時間労働が疑われる事業場に対して実施した「労働基準監督署による監督指導の実施結果」を取りまとめ、公表しました。

前回の平成 27 年度の監督指導は、月 100 時間超の時間外・休日労働が疑われる事業場等を対象として実施されましたが、今回の監督指導は、月 80 時間超の時間外・休日労働が疑われる事業場等を対象として実施されました。そのこともあって、監督指導の数は大幅に増えた形になっています。

今回の監督指導の結果のポイントは、次のとおりです。

### (1) 監督指導の実施事業場：23,915 事業場

このうち、15,790 事業場（全体の 66.0%）で労働基準関係法令違反あり。

### (2) 主な違反内容 [(1) のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

①違法な時間外労働があったもの：10,272 事業場（43.0%）

このうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月 80 時間を超えるもの：7,890 事業場（76.8%）

②賃金不払残業があったもの：1,478 事業場（6.2%）

③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：2,355 事業場（9.8%）

### (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1) のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：20,515 事業場（85.8%）

②労働時間の把握が不適正なため指導したもの：2,963 事業場（12.4%）

		平成 28 年度 4～3 月 (月 80 超対象)	平成 27 年度 4～3 月 (月 100 超対象)
監督指導の 実施事業場	監督実施事業場	23,915	10,185
	うち、労働基準法などの法令違反あり	15,790 (66.0%)	7,798 (76.6%)
主な違反内容	1 違法な長時間労働があったもの	10,272 (43.0%)	5,775 (56.7%)
	うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が		
	1 か月当たり 80 時間を超えるもの	7,890 (76.8%)	4,445 (76.9%)
	1 か月当たり 100 時間を超えるもの	5,559 (54.1%)	3,467 (60.0%)
	1 か月当たり 150 時間を超えるもの	1,168 (11.4%)	714 (12.4%)
	1 か月当たり 200 時間を超えるもの	236 (2.3%)	145 (2.5%)
2 賃金不払残業があったもの		1,478 (6.2%)	988 (9.7%)
	うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が 1 か月当たり 80 時間を超えるもの	909 (61.5%)	601 (60.8%)
3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの		2,355 (9.8%)	1,515 (14.9%)
主な健康障害防止に関する指導の状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	20,515 (85.8%)	8,322 (81.7%)
	うち、時間外労働を 80 時間以内に削減するよう指導したもの	14,012 (68.3%)	6,170 (74.1%)
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	2,963 (12.4%)	1,853 (18.2%)
	うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が 1 か月当たり 80 時間を超えるもの	1,313 (44.3%)	829 (44.7%)

また、今回の監督指導では、「2,963 事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン』に適合するよう指導した」ということで、このガイドラインが重要視されていることが分かります。厚生労働省では、今後も監督指導の徹底をはじめ、長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行っていくとのことです。

※参考資料として、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」も紹介されています。